

## 番号制度に係る地方税務システム検討会（第1回）議事概要

日 時：平成23年9月2日（金） 15:00～17:00

場 所：総務省 601会議室

出席委員：青山委員、秋月委員、江尻委員、荻澤委員、熊谷委員、小島委員、杉本委員、高木委員、浜田委員、原田委員、保科委員、目黒委員、望月委員、山田達也委員、山田俊哉委員

議 題：

- 社会保障・税番号大綱について
- 地方税務システムの現況と番号制度に係る地方税務システムへの影響について
- 今後の検討課題等について
- 意見交換

議事概要：

- ・ システム上の課題を洗い出すには、どういったことをしたいのか、何を達成したいのかという要求仕様があって初めてシステム課題の検討に入っていくのが手順。影響範囲の設計をする上でも要求仕様となるようなものを示していただくなり、検討課題に据えていただきたい。情報連携については、具体的にどのくらいの頻度、鮮度で連携するのかという問題がある。
- ・ 5回のうちで全税目、法人も個人も含めて一緒に議論するのか。先に市町村税を議論してから、都道府県税を議論した方が効率的な議論ができるのではないか。
- ・ 個人所得関係の税目についてまず番号を導入していくという考え方と最初から全税目を対象にしないと滞納整理などの名寄せについては効果がないという考え方がある。
- ・ 不動産登記や自動車の登録情報には番号が付かないと聞いている。固定資産税や自動車関係税等是对應できないのではないか。
- ・ どういう税目で利用できるのか。スタート時点の大きな絵柄が見えていない。税目ごとに利用の是非を検討するのか、全税目やるという方針でやっていくのかで議論が違ってくる。
- ・ 全税目について番号を利用するのであれば、移行事務をどうするのか、最初のマッチングをどのようにするのかという課題がある。

- ・ 不動産を取得した場合、住所・氏名でマッチングし、マッチングできれば同じ番号で管理し、マッチングできなければ新しい番号をとって管理している。番号制度導入後は、一人一つの番号であり、それで管理すれば良いのではないか。不動産登記の情報に番号がなくても、不動産取得税もこの共通の番号のもとに宛名管理するということになるのではないか。
- ・ 自治体ごとに共通の宛名のイメージが異なるため、管理方法、更新方法、付番方法について報告していただかないと分からないのではないか。
- ・ 市町村では、住民基本台帳をもとにした宛名システムがあるが、税目によってはそれぞれ個別に宛名を持っている部分もある。
- ・ システムの改修経費の負担は誰が担うのか。
- ・ 地方税電子化協議会が行った全国説明会において地方団体から出された意見・質問について、次回資料として提出していただければ、議論に有益ではないか。